

議案第70号

静岡市旅館業法等施行条例の一部改正について

静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例

静岡市旅館業法等施行条例（平成24年静岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

別表第1の6（10）中「10歳」を「7歳」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。